

歴史の中の戦没者遺族

鈴木 淳

一 歴史学と労苦継承

労苦の継承という言葉が聞くようになった。伝統芸能や技能の継承は、随分前から聞いていたが、これは耳新しい言葉だ。

芸能や技能の継承は、精神的な面はともかく、少なくとも外見的にはそれができているのかどうか窺うことができる。しかし、労苦の継承はその成果を外見に見ることはできないし、労苦自体を後の世代に改めて体験させることが目的ではない。では、いかなる形で、何を継承すれば良いのか。

西郷隆盛とも交友があった旧薩摩藩の漢学者にして歴史学者重野安繹は、日本の近代史学の草創期の担い手の一人であった。彼は、歴史とはその時代の有様を描くものだ、と述べている。時代の有様といえは、その時代の芸能や技能、そしてその時代に生きた人々の労苦も含まれるはずである。

しかし、芸能や技能について歴史学は描くことができるだろうか。誰がどんな筋の劇を演じて何日間公演したか、あるいは鉋かんなのない時代には

ちようなを用いる技能があり、クレーンのない時代には足場と滑車を用いて重量物を吊り上げる技能があったと調べて書くことはできる。しかし、その技能や芸能が実際にどういふものかはそれらが直接継承されていなくてはわからない。歴史学と継承事業が相俟って初めてその時代の有様を知ることができる。同じことが労苦の継承についてもいえるであろう。ただ、継承のありかたは違う。技能や芸能のように、特定の継承者に体得させることはできないから、言葉や画像を通じての継承を図るしかない。

私は、近代史の中でも明治期を専門としている。私の祖母は健在で、陸軍戸山学校への行幸途上の明治天皇を拝見した思い出を語ってくれる。しかし、それはあくまでも子供の見た印象であって、明治という時代の有様を直接に聞き取ることは困難となりつつある。もはや明治期は文献資料と限られた画像によって時代の有様を描かなくてはならない歴史学の対象であろう。これに対して、昭和期は未だ多くの語り手もっている。歴史家でなくとも時代の有様を示すことができるし、将来歴史学の対象となる史料を、当事者たちが作ることができるのである。

もちろん、歴史学は同時代に作られた史料を重視する。実際の政治的

決定や命令を記した文書、事件が起こった場にいた人々が事件の進行中やその直後に記録した日記、あるいは生産活動の実績を当時そのまま記録した数値などである。しかし、政治や軍事の場での決定や大きな事件や戦闘の有様、あるいは生産の実績が、報告や後世に伝えるために記録を要することは同時代に多くの人にわかるのだが、「労苦」はそうではない。「労苦」そのものは命令書や報告書を作成することを要求しないし、そのさなかにあつては将来のためや後世のために記録する余裕がない人が多い。そもそも、程度の差こそあれ同時代にはあたりまえのこととして受忍を強いられるので、あえて記録を残すものではないと考えるのが普通である。

しかし、歴史研究で、その時代にあたりまえであつたことを把握するほど難しいことはない。誰も、それをわかるように説明してはいないからである。わずかながら、外国人旅行者の残した記録や、後世の回想から材料を得るしかない。生活や常識的な文化は、同時代にそれを担った人々によっては記録されない宿命を負っている。歴史学は同時代の史料を重んじるがその原則によって進駐軍兵士の日記を見れば戦没者遺族の労苦がわかるのだろうか。それは無理であろう。当時の日本人一般の生活について、当時の日本人があたりまえと思つて記録しなかつたことを記録しているかも知れないが、その中で個々の人々の労苦までをそれに期待することはできない。それを材料として描かれる歴史は、その時代に生きた人々の実感とはかけ離れた外見的な印象となるであろう。

これを補うのが体験者の回想である。そして、それを記録することが労苦継承事業の中核となるべきであろう。たとえば当時の日記や家計簿などは同時代のものという事で高い史料価値が認められるが、それから直接に労苦を汲み取ることは難しい。書いた本人や共に暮らした人

が、現代の人々にわかる解説を加えてくれればその価値は格段に増す。当時の物品や写真もそうである。いつ誰を撮つたものかわからない古い写真を抱えている方は多いであろう。これらも、写っている人や撮つた人によって解説を加えられることで大きな意味を持つてくる。往時の生活の労苦を偲ばせる物品も、解説なしにはごみ同然のものになりかねない。

現在、自分史の刊行が流行している。もちろん本の形にして多くの人に見てもらえるようにすることも大事であるが、詳しい書き込みをしたアルバムや、由緒来歴を記した古着も、将来の人々がかつての労苦を知り大きな手がかりとなる。このような形で少しでも多くのことを書き残してゆくこと、あるいは聞き取りで記録してゆくことが、労苦継承の最も有効な手段であると、歴史家の立場からは考えられる。もちろん、それらは単に歴史家が活用する材料となるのではない、直接に現代や未来の人々に訴えかけるのである。

それらのものを活用しつつ、制度史的なものをはじめとする同時代の利用可能な他の種類の史料とも総合して、その時代の有様を、将来にわたつて、来たるべきそれぞれの時代の人々にわかるように語つてゆく力をつけることが歴史学に求められている課題である。

さて、次に戦後の国民生活の外形的な状況と、その中で戦没者遺族の位置について、概観する。前述のように、私はこの時代の専門家ではなく、直接の体験もないので歴史学の一般的な材料を用いて叙述するだけであり、本誌を読む若い世代の人々にこの時期の外見的な概略を伝えると共に、この通り一遍の叙述に対する違和感が当時を知る人々の労苦継承への意欲を掻き立てることを期待している。

二 戦後の国民生活

生活水準

中村隆英氏の研究「概説 一九三七―五四年」同編『日本経済史七「計画化」と「民主化」』によって戦中・戦後の生活水準を概観しよう。戦後になって昭和九・十・十一年の三ヶ年平均の数値が戦前の水準としてよく用いられた。消費財供給自体は盧溝橋事件から日中戦争に入る十二年が最高になるが、本格的な戦争が始まる前として、この三年が選ばれたであろう。以下戦前平均という場合はこの三ヶ年平均の数値である。

国民生活を直接左右する食糧と織物の供給をみよう。先に影響が現れるのは織物で、昭和十四年には戦前平均を一〇〇として六八に低下する。繊維産業は羊毛や綿花といった原材料を輸入に頼っていた。そこで、軍需工業のための機械、原材料輸入が増加すると、貿易の均衡のために、生産を抑制する政策がとられ、国内民間向けの羊毛・綿製品の製造、販売は原則として禁止されたのである。国民生活への物資供給の面での影響は衣類から始まったといえよう。「ぜいたくは敵だ」というスローガンが使われたのは昭和十五年七月七日の奢侈品製造販売制限規則のころからだという。織物供給は昭和十八年からさらに一段と低下し始め、昭和二十年には戦前一〇〇に対してわずかに四と、ほぼなくなる。これが戦前水準に回復するのは昭和二十八年のことであった。

衣服のように蓄えや再生が利かないという点でより影響が切実な食糧では、昭和十五年に米穀供出制、翌年に配給制がとられる。それでも統計上は十九年までは戦前水準の九割台は供給されていた。しかし十九年には副食物は戦前平均の四分の三まで低下して食卓を貧しいものにし、

また酒や煙草といった嗜好品は十八年に戦前の半分に減少していた。

主食の米に関して、戦前の日本は朝鮮などの植民地からの移入を続けていたが、戦局の悪化により移入が困難となって来た上、十九年、二十年は天候不順で不作となった。このため二十年の主食供給は七八、副食は六〇へ低下している。主食には米穀代用の馬鈴薯なども含まれ、また輸送の困難と戦争被害により特に都市部ではこの数値以上の減少があったと考えられる。

敗戦により、衣料品では戦前水準の七分の一以下に低下していたとはいえ生産の全力が民需に向けられ、また軍保有物資が放出されたため、やや緩和が見られた。しかし、食糧は引揚げで内地人口が増加したにもかかわらず不作で、植民地からの移入もなくなったため昭和二十一年には主食五六、副食五八と戦中以下の水準となった。

特に二十一年の夏に向けては秋の収穫期まで食糧がもたないのではないかという危機意識が広まり、五月十九日には二五万人が皇居前に集まる食糧メーデーの集団示威行動が行われた。当時一日所要二〇〇〇キロカロリーに対して東京都民の摂取は一三五二キロカロリー、それも配給は七七五キロカロリーにしか過ぎず、残りは自給生産と闇買いによるもので、一〇〇〇万の餓死者が出るのではといわれた（五百旗頭真『日本の近代六 戦争・占領・講和』二九二頁）。事態はアメリカからの食糧援助を受けて辛くも乗り切られ、連合国総司令部の意向に反しては生存すら危ういことを人々に知らしめた。二十二、二十三年は作況もよく、餓死の危機は感じられなくなったものの、その水準は二十年並みであり、食糧生産が戦前水準に回復するのは二十八年のことであった。

食糧不足は子供たちの発育に影響し、昭和十五年には身長一四二センチ、体重三五・三キロ程度であった一二歳男児の体格は、二十一年には

一三七・五センチ、三一・五キロ、二十五年には体重は同じだが身長は更に低下して一三六センチと昭和初年の水準まで後退した。

一年にどれだけお金を使うかという、一人あたりの個人消費支出の実質値は二十一年には半世紀以上前の明治二十三年頃の水準まで引き戻されるが、三十年までには戦前の最高水準を取り戻し、以後、高度経済成長という時代に入る。

生活基盤の変容

国内の有業人口は昭和十二年にも十九年にも三二〇万人前後であったが、二十年末には約三〇〇万人へ減少した。この減少は十九年二月に四三二万人を雇用していた機械工業が二十年末には一四万人に縮小したのを始めとする第二次、第三次産業の縮小によっており、二十年末の就業者は六割が第一次産業であった。第一次産業就業者は昭和十二年に四六パーセント、大正九年の第一回国勢調査で五五・二パーセントであったから、六割という比率は大正初年と同じであったろう。全国の工場用機械器具の三分の一が失われた空襲被害と、他の工業を犠牲にして整備された軍事工業の生産が停止したことにより、第一次大戦期以来の工業化の成果はとりあえず失われたのである。

一方で、敗戦により軍隊からの復員者七六〇万人、軍需工業からの失業者四〇〇万人、そして海外からの引揚者一五〇万人、合わせて約一三〇〇万人が新たに職を求めると考えられた。もちろん、捕虜として、あるいは本人の意思とはかわりなく内地での就労に動員されて日本の敗戦を知ると共に職場を離れた数十万の中国、朝鮮の人々や、二十年六月末現在で六七万人が就労していた動員学徒を始め、徴用者、女子挺身隊等の多くは敗戦により就業の意志を失った。また海外における民間人死

亡者を除いても、戦争のために死亡あるいは傷病により就労が困難になった人々が約三〇〇万人いたが、それを差し引いても、この時期が求職難の時代であったことは間違いない。

働き口と共に、住宅の不足も深刻であった。戦争により、空襲で二三六万戸、空襲被害軽減のための強制疎開で六一万戸、あわせて三〇〇万戸近くが失われ、海外引き揚げにより六七万戸の需要が増加した。戦災死による需要減もあるものの、終戦直後には四二〇万戸が不足と計算された（住宅問題研究会『住宅問題―日本の現状と分析』五五―五六頁）。

これは全国の所要戸数の三分の一程度にあたり、住宅不足は焼け野原となった都市部で著しかった。この時代の不足は、それだけの購入希望があるということではなく、文字通りの数的不足であったから、この三分の一の人々は、壕舎や廃墟、あるいは農家の納屋など住宅とはみなせないところに仮住まいしたり、他人の家に同居していたことになる。

遺族が生計を立てるにも、その就職先は乏しく、また遺族であると共に家を失い従来の生活の舞台や経済的基盤を失った人々も多かった。そして、周辺の人々にもそれを思いやる余裕は乏しかったに違いない。

三 戦没者遺族の戦後

軍の解体と制度的枠組

昭和十七年一月に厚生省の外局として軍人遺家族や傷痍軍人の援護にあたっていた軍事保護院が刊行した『軍人援護読本』は遺族の援護について、

遺族は、その多くが一家の中心を失ひ精神的にも経済的にも大きな

衝撃を受けてゐるのであるが、遺族をしてこれに屈せず永く家門の譽を保持し益々これを顕揚せしむることを以て援護の大眼目としてゐる。

と、戦死者の家の「家門の譽れ」を維持し、向上させることを目標としていることを述べ、具体的な援護策として、

遺族に対しては特別賜金を始め各種の賜金、恩給法に依る扶助料、軍人遺族記章その他種々の特典優遇が与へられてゐるが、遺族をしてこれらの恩典のみに依存せず進んで自立自営の途を講ぜしむるため次の施策を行つてゐる。

とある。続いて挙げられるのは婦人指導囑託・婦人相談員の配置、職業補導、教員・幼稚園保育養成、生業資金貸付、遺児への学資給与、国民学校五・六年の遺児の靖国神社参拝などである。家族を失つた悲しみに変わりがあるわけではないが、戦時下の乏しい物的環境の中できなり行き届いた、多角的な援護策がとられていたように見える。

しかし、多角的な援護を行つていた軍事保護院は二十年の十二月に廃止されて施策は原則的に停止され、また恩給法によつて支給されていた遺族扶助料も二十一年二月に勅令第六八号によつて廃止された。

これらは、連合国の「非軍事化」政策の一環であつた。連合国最高司令部が昭和二十六年に完成させた『日本占領における非軍事活動史』では「恩給は老齢時の保障というよりはむしろ兵役に対する報奨であつた。この寛大な軍人恩給制度は、特に彼らと運命を共にする家族の間で軍事的世襲階級制度の権力と人気を高めた」と恩給制度が軍隊の維持に重要な役割を果たしていたことを指摘した（『GHQ日本占領史 第二四巻 社会保障』六六頁）。文官の恩給は一七年以上の勤続（警察官等は一二年）を条件としていたから、長期在職者に対する恩給という性格であつ

た。これに対して、軍人の恩給は、軍人を職業として長期在勤する将校や下士官だけを対象とした制度ではなかつた。下士官・兵に対しては二年以上の勤続が条件であつたが、戦時の在外勤務の一年が四年に換算されるなどの特例により、日中戦争以来応召した徴兵による兵にも適用される制度となつていたのである。占領軍はこの点を捉えて、軍国主義を支える制度であると認識した。そして「この特権階級の排除と民主化の促進、国民負担を軽減するため」に昭和二十一年二月一日にこれを廃止させた（同前六六―六七頁）。

この時、「但し労働能力を制限するような不具廢疾者に対する補償金を除くが、この補償金は非軍事的理由から起きた同程度の不具廢疾者に与えられる最低のものより高い率であつてはならぬ」(SCAPIN(連合国最高司令官指令)三三八「恩給および年金に関する件」)との例外規定があつて、厚生年金保険法による傷害年金の最低額まで切り下げられたものの、一部の傷痍軍人に対する給付は残された。同様に厚生年金の規定がある遺族について、なぜ傷痍軍人同様の厚生年金準用の道が選ばれず、生存者と同様の打ち切りの道が選ばれたのか筆者としては疑問が残る。しかし、たとえば、

大東亜戦争を完遂するためには先づ前線將兵の士気を鼓舞し、何等後顧の憂なく一意専心軍務に精勵せしむべき軍人援護の強化が必要である。これがため戦没軍人の遺族及び出征軍人の家族が愈々家門の譽れを顕揚し家庭の護りを固うして国民たるの本分を全うし、(軍事保護院『軍人援護事業一覽』)。

と、遺族の援護が戦争遂行の手段と位置付けられていたことは間違いない。「日本国の戦争遂行能力が破碎せられたることの確証あるに至るまで」日本を占領するというポツダム宣言を受諾し、二十年十二月一日に

は陸軍省・海軍省が軍隊から民間への「復員」を担当する第一・第二復員省に改組されて「軍」と名のつく組織がなくなるという国家体制の変化の中で、遺族援護の制度は消滅したのである。

国民感情の変化のなかで

昭和二十四年五月十五日の第五国会衆議院では、初めて「遺族援護に関する決議案」が上程され異議なく可決されたが、この際、提案者を代表して青柳一郎氏は、遺族に対する援護が物質的なものだけでなく、「遺族に対してかかる恩典が与えられるということによって社会が遺族を人並に扱ってくれるのであります」と論じている。彼によれば当時の現状は「戦没者に対する葬儀、慰霊祭等の儀式、行事には、村長、村会議員とかいうような公職を持つておる者の列席、弔辞の朗読、花輪の贈呈等は、たとい私人の資格においても許されないのであります。このことは、小学校の生徒の間に、村人の間に、しかしてこれらの遺族を援護すべき村の有力者の間にさえ遺族を戦犯者視する傾向を次第に助長しつつあります」というものであった。

国家としての降伏、そして戦争体制の解体の中で、遺族援護の制度が失われたことは、一応論理的に説明がつく。またその経緯は、既に挙げたものを始めとする文書史料からある程度読み取れるし、今後も当時の関係者の史料が発見されればより明確になるであろう。しかし、この国民感情の変化は、既にわかりにくくなっている。占領期を研究してきた荒敬氏は、敗戦後の軍隊解体の特徴として、形式的には上からの命令によってであるが「実質的には兵士の敗戦・厭戦感情によって武装解除・復員が順調に進んだ」と指摘する。確かに徹底抗戦を唱えた人々もいたが、特に内地の部隊では明確な命令を待たずに自発的に復員の途に就い

た兵士も多かったことは知られている。そして荒氏は「この兵士による帝国軍隊の消極的崩壊の側面は、国民の多くがやがて連合国の「非軍事化」政策と新憲法体制の非武装・平和主義を消極的にはあれ支持する一要因になった」と論じる（荒敬『日本占領史研究序説』）。

遺族援護の停止を含む「非軍事化」は、消極的にせよ、多くの国民に支持されていた、先の青柳氏の発言も考え合わせれば、そう結論せざるを得ない。それが何故なのか、これは史料を見ればわかるという話ではない。その時代にはあたりまえのことだったのであろうが。

積極的・消極的交えて占領政策全般や「非軍事化」への支持があれば、それが戦没者遺族たちに降りかかることは枠組みとしては理解できる。

第一線に立つ将兵の士気を鼓舞し、何等後顧の憂なく一意専心軍務に精励し、兵火の中において敢然として尽忠報国、その働きを全うせしめんとする軍人援護の活動こそ、銃後国民の責務の中最も大切な者である（『軍人援護読本』三頁）。

といったように、地域での戦争協力の第一に軍人援護が挙げられており、遺骨の出迎えや公葬、慰霊祭といった儀式はそのような「銃後国民の責務」として行われてきた。国民にとって戦争協力の代表的な行動であったからこそ、国民感情が変化した時、それはこのような行動に対する態度として現れたのであろう。

死者を弔い、遺族の生活を助けるのは、周辺の人々にとって当然のことである。しかし、それがあまりに明瞭に制度化、様式化されてしまっただけに、国民感情の変化と前述のような物質的な余裕の乏しさの中で、そのような当然の感情まで薄れてしまったのであろう。しかし、実はそうではないのかもしれない、公的には何もなされなくとも、周辺の人々の遺族への視線は温かかったのかもしれない。「遺族援護に関す

る決議案」が全会一致で可決され、参議院でも類似の決議がなされていることからはそのような可能性が見えてくる。いまの私にはこの二つの面をうまくつなげる力はなく、体験者の御教示を待つのみである。

いずれにせよ、敗戦による制度の変化や国民感情の変化の影響を最も強く受けたであろう庶民が戦没者遺族である。そして、それへの彼らの対応、すなわち国会を舞台として援護施策を求める行動も、時代の変化を受け止め、また反映するものであった。遺族たちの要求内容には戦中の体制への復旧を求めるかのようなものもあるという批判もなされるが、遺族会がそのような運動をすること自体は、戦中には考えられない。

傷痍軍人、軍人の遺族家族亦その尽すべきを尽くしたるを名譽とし、些かも国家に対して訴ふるところはない。況んや報酬を求め賠償を要求するが如きは、到底考へられない（『軍人援護読本』五頁）。

のが戦中の理念であり、そのための援護制度だったのだから。国会の場に訴えるべく行動しているのは明らかに戦後民主主義の中での戦没者遺族のあり方である。

四 おわりに

戦後の戦没者遺族はまさに時代の波に翻弄された。働き手を失った状態で経済的に最も困難な時代を生きざるを得ず、占領軍の「非軍事化」方針や国民感情の変化の影響を、社会的な弱者であるが故に最も切実に受けた。「全日本人に対し戦争は経済的に見て利益あるものに非ざることを周知せしむる」(SCAPIN三三七) ために軍への債権を放棄させられた軍需企業は、施設を破壊されていたにしても、技術や経験は残り、

それがその後の発展に結びつく事例もあった。しかし戦没者は戻らない、国難に殉じた家族を持った誇りも公的には認められなかった。

しかし、その後の遺族には、その困難を乗り越えて生き抜いたという、何よりも誇れることがある。ぜひ、過去を語っていただきたい。最初に述べたように、当時の生活の労苦やそこで感じたことも重要である。そして、戦争や国家、あるいは社会というものについて、それぞれの時期に感じたこと、また振り返って考えることも伝えていただきたい。これらの問題について、常に考えさせられてきたのが遺族の皆さんに違いないのだから。その考えを知ることが必ずや我々や後の世代の人々の戦争・国家・社会といったものに対する考え方を豊かにしてくれるものと思う。自分の生きた時代の知識しか持たず、それをあたりまえと思いつむのは本人にとっても社会にとっても良いことではないだろう、というのは歴史に携わる人々の多くが感じるところである。

もちろん昭和三十八年に日本遺族会創立一五周年を記念してまとめられた『いしずえ―戦没者遺族の体験記録』を始めとする、遺族会や個人による多くの御体験をまとめられた仕事の価値は高く、未読の方にはまずは『いしずえ』を、と申し上げたい。しかし、たとえばこの『いしずえ』の原稿は、当然ながら同じ戦中・戦後を体験した読者を想定して書かれており、現在の読者には説明不足の点が多い。また、周辺の関係者が多く生存していた時期には書くのを憚られたことも多いであろうから、一度手記を書いた方にも、ぜひ、現代や後世の読者を想定したものを書いていただきたく思う。そして「昭和館」はそのような手記を始め、さまざまな遺族たちの声の詰まった空間であって欲しい。

〈引用文献〉

- 軍事保護院編『軍人援護事業一覽』昭和十七年
軍事保護院編『軍人援護読本』昭和十七年
連合国最高司令部編『日本占領における非軍事活動史』昭和二十六年
住宅問題研究会編『住宅問題―日本の現状と分析』相模書房 昭和二十六年
中村隆英編『日本経済史7 計画化』と『民主化』岩波書店 平成元年
荒敬『日本占領史研究序説』柏書房 平成六年
連合国最高司令部編『GHQ日本占領史 第二四卷 社会保障』日本図書センター
平成八年
五百旗頭真『日本の近代6 戦争・占領・講和』中央公論新社 平成十三年

著者プロフィール

鈴木 淳（すずき・じゅん） 昭和三十七年東京都生まれ。

東京大学文学部・同大学院人文科学研究科修了。東京大学教養学部助教授を経て平成十一年から同文学部・大学院人文社会系研究科助教授として日本近代史（主に明治期の社会経済史）を担当。

著書に課程博士論文である『明治の機械工業』（ミネルヴァ書房）、『町火消たちの近代―東京の消防史』（吉川弘文館、歴史文化ライブラリー80）、『日本の近代15新技術の社会誌』（中央公論新社）、『日本の歴史20維新の構想と展開』（講談社）など。